

水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する 基本計画【第 7 次栽培漁業基本計画】(案) について

1. 栽培漁業基本計画

沿岸漁場整備開発法(昭和 49 年 5 月 17 日法律第 49 号)に基づき、国の基本方針の内容と調和するものとしつつ、以下の事項を定めるもの。

- ① 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
- ② その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
- ③ 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流数量の目標 等

本県では昭和 59 年に第 1 次栽培漁業基本計画を策定して以来、6 次にわたり基本計画を策定し、種苗放流等を展開してきたところ。

今般、第 6 次基本計画(平成 22 年度～26 年度)が終了することから、これに引き続く第 7 次基本計画を策定しようとするもの。

2. 計画期間

平成 27 年度から平成 33 年度まで(7 か年間)

※ 同法施行令により国の基本方針および都道府県基本計画は概ね 5 年を 1 期として定めるものとされているが、今般、国の基本方針が「水産基本計画(平成 24 年度～33 年度)」の終期に合わせる目的で平成 33 年度までの 7 か年計画となったことから、本計画の期間を 7 か年とするもの。

3. 策定経過等

平成 26 年 5 月 14 日	県議会環境・農水常任委員会報告(策定方針について)
平成 26 年 9 月 29 日	第 7 次栽培漁業基本計画策定検討会設置 県漁業協同組合連合会 (公財) 県水産振興協会 県(水産課、水産試験場) (平成 26 年 12 月 9 日までに計 3 回開催)
平成 27 年 2 月 27 日	基本計画(案)策定
平成 27 年 3 月 9 日	県議会環境・農水常任委員会報告
平成 27 年 3 月 18 日	琵琶湖海区漁業調整委員会から意見聴取(予定)
平成 27 年 3 月末	計画決定(予定)

4. 目標漁獲量

魚種により資源の減少要因や程度は異なるが、漁業が盛んに行われていた平成元年頃の概ね1/2程度に漁獲量を取り戻すことを目標に実施する。

魚種	H25 漁獲量	H34
ホンモロコ	16 トン	90 トン
ニゴロブナ	39 トン	75 トン
ビワマス	17 トン	50 トン
アユ	409 トン	700 トン
セタシジミ	64 トン	149 トン

5. 基本計画（案）

水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

魚種	サイズ	第7次計画	第6次計画	H26 実績（参考）
ホンモロコ	全長 5mm	—	1 億尾	
	全長 20mm	1,200 万尾	500 万尾	947 万尾
ニゴロブナ	全長 20mm	1,200 万尾	1,200 万尾	1,218 万尾
	全長 120mm	120 万尾	120 万尾	125 万尾（実施中）
アユ	全長 5mm	24 億尾 ^{※1}	70 億尾 ^{※2}	18.3 億尾
ビワマス	全長 60mm	70 万尾	70 万尾	70 万尾（実施中）
セタシジミ	殻長 0.2mm	—	20 億個	
	殻長 0.3mm	1,200 万個	—	1,180 万尾
	親貝	2 トン	—	0.1 トン
ワタカ	全長 50mm	50 万尾	50 万尾	50 万尾（実施中）
ウナギ	体重 20g	2 トン	2 トン	1.9 トン
ゲンゴロウブナ	全長 20mm	100 万尾	—	11 万尾

※1：琵琶湖が異常渇水となった場合、最大70億尾

※2：琵琶湖が異常渇水となった場合（平常時は24億尾）

6. その他のポイント

- ① 資源造成型栽培漁業の推進（国の基本方針に対応するもの）
 - ・ 親魚を獲り残す漁獲管理により、再生産を確保して資源を造成する。
 - ・ 安定した資源状態が達成された後は、漁獲管理に重点を置くことで、種苗放流尾数を減らしても良好な資源状態を維持する。
- ② 水産有害生物駆除および種苗の育成の場の整備との連携の推進
- ③ 生物多様性保全への配慮

水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画 (案)

第1 水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する指針

1 効率的かつ効果的な栽培漁業の展開

栽培漁業の展開に際しては、本県水域の特性、社会経済的な要請等を勘案して実施する。

種苗の生産にあたっては、天然発生個体の形質に近く自然環境への適応能力を有する良質な種苗を大量生産する。また、放流にあたっては、水産動物の育成に適する時期、場所において、漁獲量等に有意な変化を見込める規模の放流を行う。

なお、資源状況に応じ種苗放流を見直すほか、目標とする安定した資源状態が達成された際には、種苗放流量を見直し、漁獲管理に重点を移すなど、柔軟な対応を図るものとする。

2 資源造成型栽培漁業の推進

放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に長年にわたって放流を継続するのではなく、放流尾数が減少傾向にあっても、栽培漁業が資源の維持及び回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取り組みを一層推進する。

3 漁獲管理との連携の強化

資源造成型栽培漁業の実現のためには、放流された種苗が成長して再生産に寄与できるようにしていくことが重要である。そこで、公的漁業管理および資源管理との連携を図り、適切な管理に努める。

4 水産有害生物駆除および種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗の放流にあたっては、水産有害生物駆除、水産基盤整備事業、ヨシ帯の保全や回復のための漁業者および地域住民が取り組む活動等と連携を図り、効率的な事業の展開を図る。

5 生物多様性の保全への配慮

栽培漁業の実施にあたっては、対象種のみならず他の水産動物に対する影響にも配慮し、生物多様性の保全との両立に努める。特に、遺伝的多様性の保全については、国および独立行政法人水産総合研究センターが作成した「栽培漁業における遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき実施する。

栽培漁業への、遺伝子や胚を操作することによって得られた品種および外来種の導入は行わない。

第2 種苗の生産および放流またはその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県の区域に属する水面における種苗の生産および放流またはその育成を推進することが適当な水産動物の種類は次のとおりとする。

ホンモロコ ニゴロブナ アユ ビワマス セタシジミ イサザ ワタカ
ゲンゴロウブナ コイ ウナギ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度において、種苗の生産および放流ならびに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量および放流時の全長は次のとおりとする。

(参考)

ホンモロコ	1, 200万尾 (全長 20mm)	947万尾
ニゴロブナ	1, 200万尾 (" 20mm)	1, 218万尾
	120万尾 (" 120mm)	125万尾(実施中)
アユ	24億尾 [※] (" 5mm)	18.3億尾
ピワマス	70万尾 (" 60mm)	70万尾(実施中)
セタシジミ	1, 200万個 (殻長0.3mm)	1, 180万個
	2トン (親貝)	0.1トン
ワタカ	50万尾 (全長 50mm)	50万尾(実施中)
ウナギ	2トン (体重 20g)	1.9トン
ゲンゴロウブナ	100万尾 (全長 20mm)	11万尾

注 (参考)は基準年次(平成26年度)の実績

※ 琵琶湖が異常渇水となった場合、最大70億尾

〔コイについては、現状ではコイヘルペスウイルスのため放流できないが、琵琶湖漁業にとっては重要であり、放流できる状況になったときに数量目標を設定することとする。〕

第4 水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する技術開発に関する事項

1 技術開発に関する基本的な考え方

- (1) 種苗生産の低コスト化に資するため、遺伝的多様性を備えた自然環境に対する適応能力の高い種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発に取り組む。
- (2) 天然資源を含めた適切な管理を行うために、対象種について、資源状況のより適正な把握に努める。
- (3) 温暖化等を含む短・長期的な環境変化への適応を可能とするため、稚仔の生理・生態、餌料、減耗要因、生息環境など基礎的な知見の充実を図る。

2 各対象種の解決すべき重点的な技術開発課題

ホンモロコ

- (1) 安定した水田を利用した種苗生産技術の確立
- (2) 放流魚の産卵回帰性を活かした資源造成技術の開発

ニゴロブナ

- (1) 放流魚の産卵回帰性を活かした資源造成技術の開発

セタシジミ

- (1) 安定的な稚貝量産技術の確立
- (2) 親貝放流技術の確立および放流効果の解明
- (3) 放流後の漁場管理手法の開発

イサザ

- (1) 種苗生産技術の開発

ワタカ

- (1) 種苗放流による水草繁茂抑制効果の把握手法の高度化
- (2) 再生産を目指した放流技術の開発

ゲンゴロウブナ

- (1) 放流効果の把握

3 技術開発水準の到達すべき段階

種類	基準年における 平均的技術開発段階	目標年における 平均的技術開発段階
ホンモロコ	D	E
ニゴロブナ	E~F	F
セタシジミ	B~C	D
イサザ	A	B
ワタカ	C~D	E
ゲンゴロウブナ	C	D

(付記) 技術開発段階

- A：新技術開発期 = 種苗生産の基礎技術を開発する
- B：量産技術開発期 = 種苗の量産技術を開発する
- C：放流技術開発期 = 量産技術改良および放流技術を開発する
- D：事業化検討期 = 放流量の検討および受益範囲を把握する
- E：事業化実証期 = 放流効果の実証および経費負担配分を検討する
- F：事業実施期 = 持続的な栽培漁業が成立する

第5 水産動物の放流後の生育、分布および採捕に係る調査に関する事項

- 1 放流効果を明らかにするため標識放流等を行い、放流後の生育、分布、採捕および再生産の状況等を調査する。
- 2 調査は、放流魚を利用する者の協力のもとで、事業実施主体および水産試験場が連携をもって行う。
- 3 事業実施主体は、大量種苗生産放流を実施する水産生物の遺伝的多様性の保全のため、水産試験場の協力を得て天然集団と遺伝的に同質な種苗を放流できるように配慮するとともに、水産試験場は必要に応じモニタリング調査を実施する。
- 4 調査の結果は、水産課、水産試験場、公益財団法人滋賀県水産振興協会、滋賀県漁業協同組合連合会で共有し、関係漁協等に発信する。

第6 その他水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関し必要な事項

- 1 推進体制等
 - (1) 基本計画および毎年度の栽培漁業実施計画を円滑に推進するため、琵琶湖海区漁業調整委員会の意見を聴く。
 - (2) 漁業者等に対して栽培漁業および資源の育成・管理の重要性についての啓発を積極的に行い、漁獲量把握の必要性について理解を求め、漁獲量報告の体制づくりに努める。
 - (3) 種苗生産および放流等の実施において、漁業者自らの手で栽培漁業の一端を担える体制の確立を図る。
- 2 放流に関するその他の事項
 - (1) 種苗の放流および育成に当たっては、漁業操業、公共事業の計画およびその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重する。

3 普及啓発に関する事項

- (1) 栽培漁業が水産物の安定供給を目指した水産資源の回復・維持としての機能の他、多様な水産動物の放流による琵琶湖の環境修復への貢献、地域の食文化の維持・継承、環境学習の場の提供を通じた教育への貢献等の多面的な機能を有していることを広く県民に普及し理解を求めるよう努める。